

権限移譲の状況について

<権限移譲について>

大阪府では、「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、府内市町村への特例市並みの権限移譲を進めている。

土壌汚染対策に係る事務についても、「大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」等により各市町村長へ移譲しているところ。

<土壌汚染対策に係る事務の移譲>

(政令市など) 政令指定都市、中核市及び特例市(大阪市他 10 市)は、法に基づき事務を実施。

平成 23 年 10 月～ ・池田市、箕面市、豊能町、能勢町
(池田市が実務を実施)

・泉大津市、忠岡町
(和泉大津市が実務を実施)

平成 24 年 1 月～ ・河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、
千早赤阪村(河内長野市が実務を実施)

・阪南市

3 月～ ・和泉市

10 月～ ・松原市

平成 25 年 1 月～ ・貝塚市

平成 26 年 1 月～ ・熊取町

<府のサポート>

- ・市町村職員を対象とした研修の実施(毎年度、春・秋の年 2 回)
- ・市町村が参画する担当者連絡会を設置し、法解釈に係る疑義等について情報共有
- ・個別相談事案に対する対応
- ・事業場への立入に同行 等